

第1部 総論

第1章 計画の策定に当たって

1 計画の背景

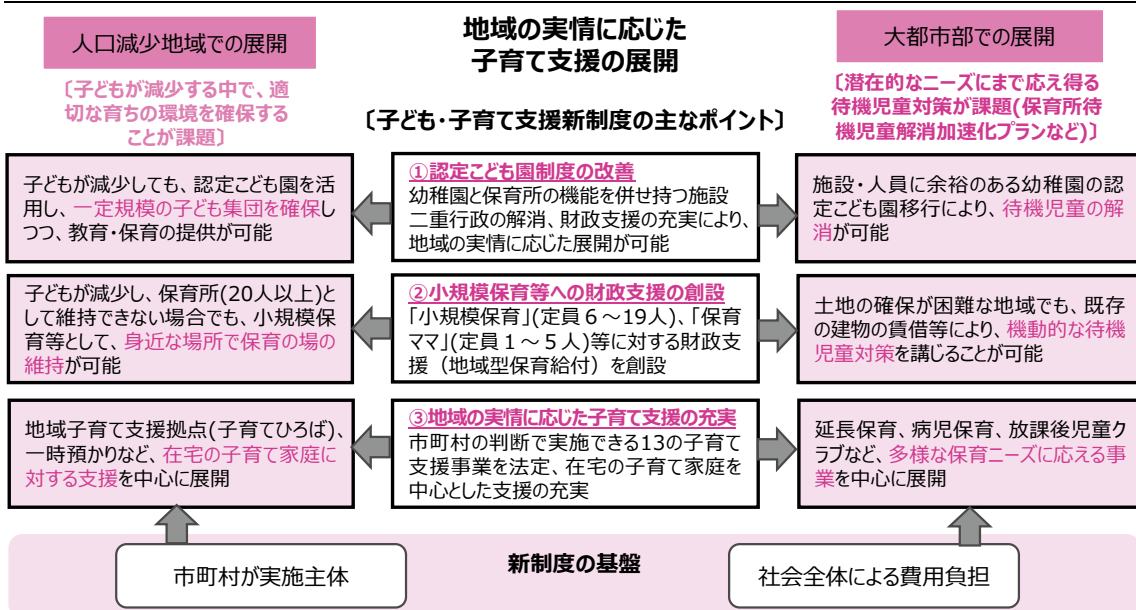
本市では、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、「座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画」（前期：平成17年度～平成21年度、後期：平成22年度～平成26年度）を策定し、子育て支援に関する施策に総合的に取り組んできました。

また、平成24年の子ども・子育て関連3法の成立を受けて、子ども・子育て支援新制度が導入されたことに伴い、本市は次世代育成支援行動計画の主要事業を継承しつつ、平成27年3月に第1期の「座間市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めてきました。

この間、国では、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月に「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上（M字カーブの解消）』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』、『保護者への「寄り添う支援」の普及促進』といった方向性が打ち出されています。

このたび、「座間市子ども・子育て支援事業計画」の改定時期を迎え、更なる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化とともに、前述のような国の方向性を施策に反映するため、第2期の「座間市子ども・子育て支援事業計画」（計画年間：令和2年度～令和6年度）を策定します。

◆子ども・子育て支援新制度の概要



出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度の概要」

◆ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）の子育ての環境整備等の概要

【子育ての環境整備】

- **保育の受け皿**については、平成 29 年度末までの整備量を 40 万人分から 50 万人分に上積み。
- **保育士の処遇**については、新たに 2 %相当（月額 6000 円程度）の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在月額 4 万円ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後、全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、更なる処遇改善。
- **多様な保育士の確保・育成**に向けて、返済免除型の貸付制度の拡充や、ICT 等を活用した生産性向上等、総合的に取り組む。
- **放課後児童クラブ**について、平成 31 年度末までに 30 万人分の追加的に受け皿を整備。職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的受け皿整備を平成 30 年度末に前倒して実現するための方策を検討。

【「希望出生率 1.8」に向けたその他取組】

- **女性の活躍**は、一億総活躍の中核。子育て等で一度退職した正社員が復職する道が一層開かれるよう、企業へ働き掛け。ひとり親が就職に有利な看護師等の資格を取得できるよう、貸付・給付金事業を推進。役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組を推進。
- **子育て世代包括支援センター**について、市町村での設置の努力義務等を法定化し、平成 32 年度末までに全国展開。不妊専門相談センターを平成 31 年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化し、不妊治療支援の充実を継続。
- 大家族で、世代間で支え合うライフスタイルを選択肢として広げるため、**三世同居・近居**をしやすい環境づくりを推進。
- **困難を有する子供・若者**（発達障がい者等）等に対して、専門機関が連携して伴走型の支援を実施。

◆子育て安心プランの概要

【待機児童を解消】

- 国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約 22 万人分の予算**を平成 30 年度から平成 31 年度末までの **2 年間で確保**。（遅くとも平成 32 年度末までの 3 年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5 年間で「M字カーブ」を解消】

- 「M字カーブ」を解消するため、平成 30 年度から平成 34 年度末までの **5 年間で女性就業率 80% に対応できる約 32 万人分の受け皿整備**。

2 計画の位置付け

①子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定するものです。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

②次世代育成支援対策推進法に基づく計画

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」として策定するものです。

また、国の新・放課後子ども総合プランに基づく取組として、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、庁内連携のもとで一体型又は連携型による児童ホームと放課後子供教室を計画的に整備します。

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

③子どもの貧困対策推進法に基づく計画

本計画は、子どもの貧困対策推進法の一部改正に伴い、市町村における子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務化されたことを踏まえて、同法第 9 条第 2 項に基づく「市町村計画」として策定するものです。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（抜粋）

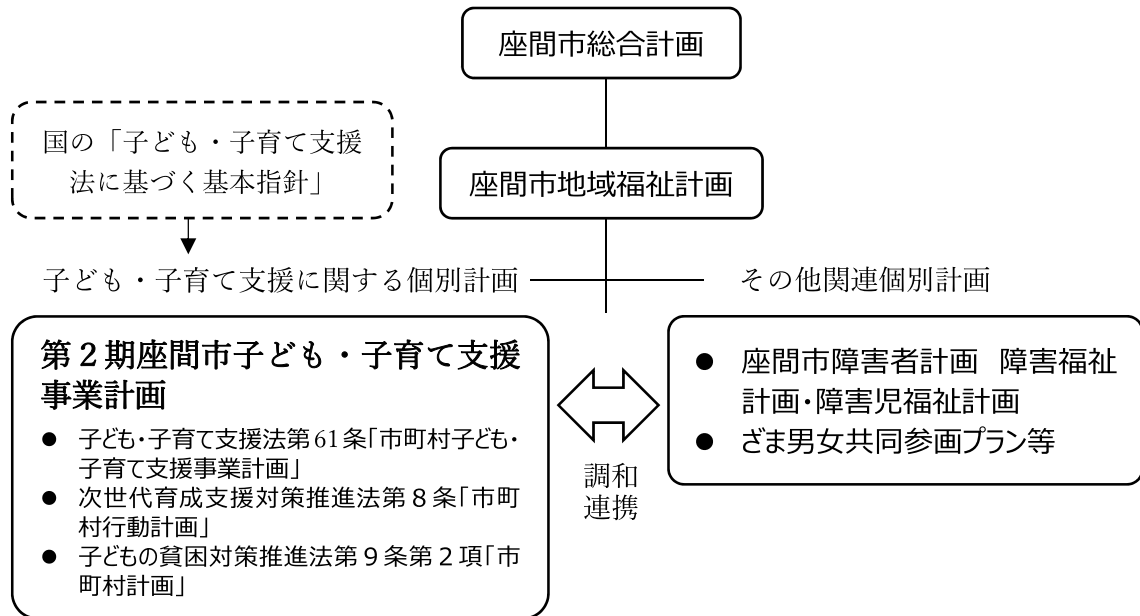
（都道府県計画等）

第 9 条第 2 項 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

④市の総合計画の子ども・子育て支援に関する個別計画

本計画は、座間市総合計画の子ども・子育て支援に関する個別計画として位置付けられ、総合計画や地域福祉計画、その他関連個別計画との連携・調和に配慮して策定するものです。

◆計画の位置付け



3 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画期間とします。

◆計画の期間

平成 22年度~26年度	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
座間市次世代 育成支援（子 育て支援）行 動計画（後期 計画）	第1期計画									
			中間 見直し		改定	本計画（第2期計画）				
								中間 見直し		改定

第2章 第1期計画の進捗と市民のニーズ等

1 第1期計画の進捗

(1) 幼児教育・保育

幼児教育・保育の第1期計画の進捗を見ると、1号認定は実績（申込数）が計画の量の見込みを下回る年度もあれば、上回る年度もある状況で、いずれの年度も実績を上回る定員（確保量）が確保されています。

2号認定は、実績が計画の量の見込みを上回っていますが、いずれの年度も実績を上回る定員（確保量）が確保されています。

3号認定の0歳は、平成28年度と平成29年度に実績が定員（確保量）を上回る状況となっており、1・2歳は、いずれの年度も実績が定員（確保量）を大幅に上回っています。

◆幼児教育・保育の第1期計画の進捗

認定区分		第1期計画期間			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1号認定	①量の見込み	1,946	1,965	1,918	1,855
	②実績	2,045	1,836	1,863	1,904
	③確保量	2,210	2,210	2,250	2,250
	③－②差	165	374	387	346
2号認定	①量の見込み	809	815	806	815
	②実績	824	881	945	949
	③確保量	919	931	976	1,078
	③－②差	95	50	31	129
3号認定 (0歳)	①量の見込み	144	143	142	128
	②実績	119	139	164	129
	③確保量	128	137	140	149
	③－②差	9	▲2	▲24	20
3号認定 (1・2歳)	①量の見込み	432	430	428	546
	②実績	523	600	688	675
	③確保量	397	425	437	474
	③－②差	▲126	▲175	▲251	▲201

◆確保方策の状況

	第1期計画期間			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育園の整備等による定員増	—	49人増	160人増	170人増

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の第1期計画の進捗は、次の表のとおりです。

◆地域子ども・子育て支援事業の第1期計画の進捗

区分		第1期計画期間			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用者支援事業 (実施か所数/か所)	量の見込み	—	1か所	1か所	2か所
	確保量	—	1か所	1か所	2か所
	実績	—	1か所	1か所	2か所
地域子育て支援拠点事業 (年間延利用/人)	量の見込み	4,364人	4,337人	4,306人	4,272人
	確保量	3か所	3か所	3か所	3か所
	実績	2,743人	3,276人	3,590人	2,839人
妊婦健康診査事業 (年間延利用/人)	量の見込み	13,064人	13,064人	13,064人	13,064人
	確保量	11,924人	11,184人	11,899人	10,569人
	実績	11,924人	11,184人	11,899人	10,569人
乳児家庭全戸訪問事業 (年間訪問乳児数/人)	量の見込み	500人	500人	500人	450人
	確保量	429人	351人	387人	362人
	実績	429人	351人	387人	362人
養育支援訪問事業 (年間訪問乳児数/人)	量の見込み	12人	12人	12人	12人
	確保量	—	12人	12人	12人
	実績	—	—	2人	8人
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート事業) (年間延利用/人)	量の見込み	1,273人	1,271人	1,283人	1,271人
	確保量	1,099人	1,260人	1,468人	1,780人
	実績	1,099人	1,260人	1,468人	1,780人
一時預かり事業 【幼稚園型】 (年間延利用/人)	量の見込み	22,472人	22,472人	22,260人	22,472人
	確保量	9か所	9か所	9か所	7か所
	実績	33,355人	31,568人	29,702人	30,971人
一時預かり事業 【幼稚園型以外】 (年間延利用/人)	量の見込み	7,140人	7,140人	7,140人	7,140人
	確保量	6か所	6か所	7か所	8か所
	実績	4,274人	3,999人	3,643人	3,372人
延長保育事業 (年間延利用/人)	量の見込み	28,500人	28,500人	28,500人	28,500人
	確保量	19か所 24,000人	19か所 28,552人	22か所 24,640人	25か所 28,184人
	実績	16,293人	19か所 28,552人	22か所 24,640人	25か所 28,184人
病児・病後児保育事業 (年間延利用/人)	量の見込み	600人	600人	600人	100人
	確保量	220人	220人	220人	220人
	実績	107人	92人	109人	66人
放課後児童健全育成事業 (児童ホーム) (年間実利用/人)	量の見込み	746人	723人	736人	706人
	確保量	665人	720人	720人	720人
	実績	634人	656人	654人	774人
実費徴収に係る補足給付 を行う事業 (年間支給児童数/人)	量の見込み	—	—	—	15人
	確保量	—	—	23人	15人
	実績	—	—	1人	2人

2 市民のニーズ等

(1) 座間市の子ども・子育てに関する調査の概要

本市は、「第2期座間市子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、子育て中の市民の現状や意見、子育て支援に関するニーズ等を把握し、市や国、県の子ども・子育て支援施策の検討に利用することを目的として、アンケート形式のニーズ調査を実施しました。

- 調査地域：市全域
- 調査対象者：
 - 市内在住の未就学児（以下「未就学」という。）
 - 市内在住の小学校低学年児童（以下「低学年」という。）
- 調査期間：平成30年12月10日（月）～平成30年12月28日（金）
- 調査方法：郵送による配布、回収
- 調査票の回収状況：

種別	配布数	回収数	無効票	有効回収数	有効回収率
未就学	3,000	1,678	4	1,674	55.8%
低学年	1,500	721	1	720	48.0%
合計	4,500	2,399	5	2,394	53.2%

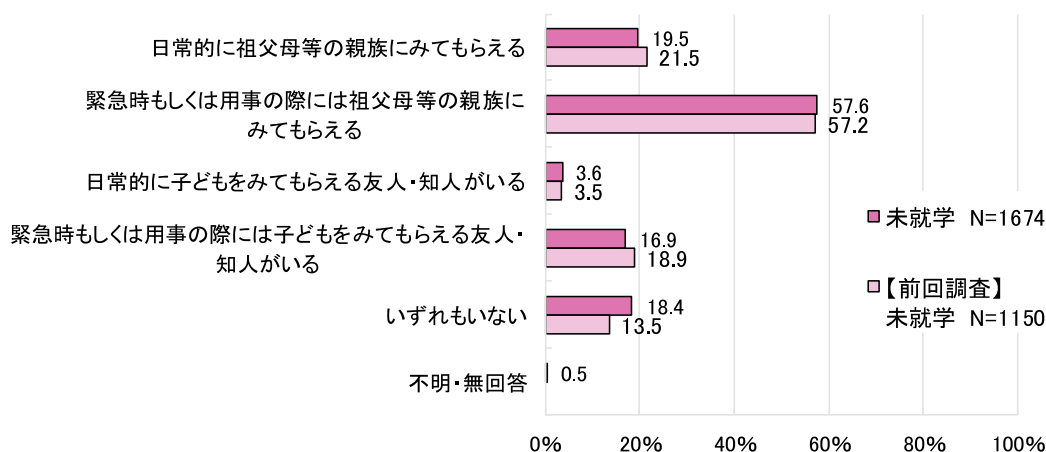
【参考】前回（平成25年度）調査の回収率 未就学38.3%、低学年42.1%

(2) 調査の集計結果のポイントと課題等

緊急時等にお子さんをみてもらえる人が「いない」という回答率が上昇

- 未就学では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」という家庭が約2割（19.5%）で、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」という家庭を含めると、全体の約7割となっています。みてもらえる人が「いずれもない」という家庭は約2割（18.4%）で、前回調査（平成25年度）と比べて回答率が上昇しており、一時預かり等の需要拡大につながるような家庭を取り巻く変化がうかがえます。

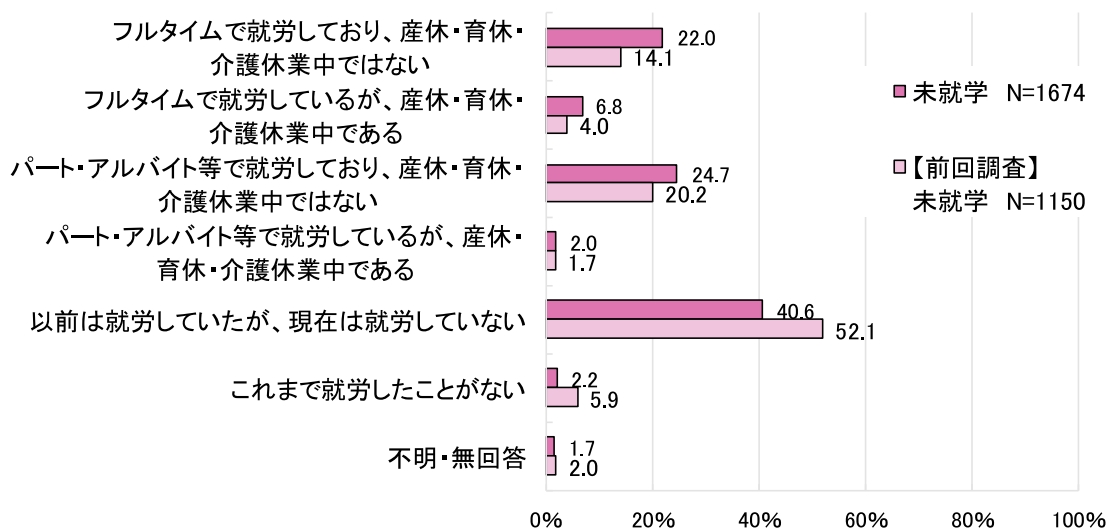
【日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。（未就学調査）】



フルタイム就労の割合の上昇と高い就労希望率が保育需要の拡大を表す結果

- 未就学の母親の就労状況は、フルタイム就労の割合が約3割（28.8%）と、前回調査（18.1%）から上昇しています。
- 未就学の家庭類型（保護者の就労状況等で家庭を分類したもの）は、保護者のいずれかが専業主婦（夫）という家庭が約4割（40.9%）と最も高く、次いで保護者ともにフルタイムの家庭が約3割（26.0%）と続いています。
- 現在働いていない未就学の母親の約9割（85.8%）が今後の就労を希望しており、就労希望者のうち約9割（89.2%）が「パートタイム、アルバイト等」を希望しています。

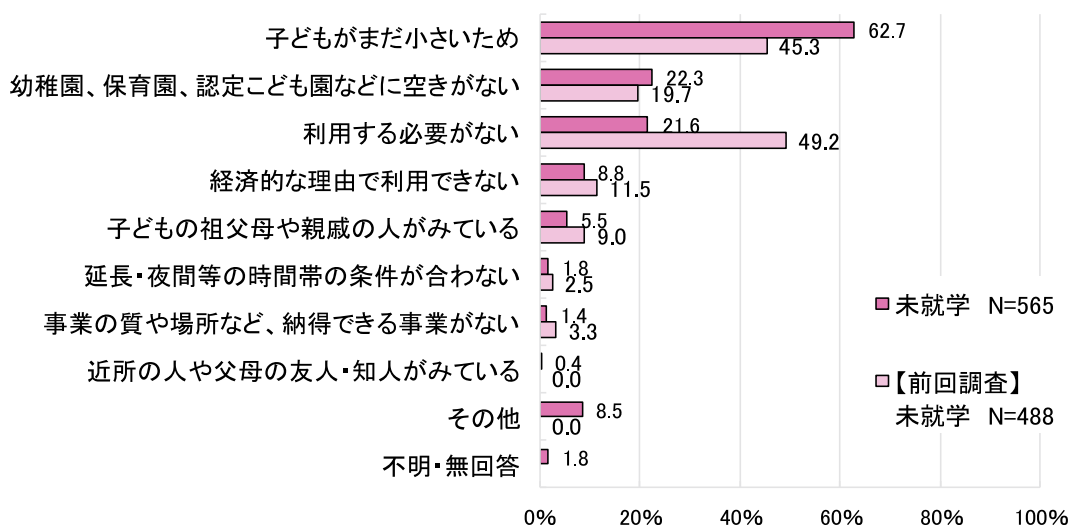
【母親の現在の就労状況をうかがいます。（未就学調査）】



「幼稚園、保育園、認定こども園などに空きがない」との回答が約2割、0歳では約3割

- 未就学の家庭で、幼稚園、保育園、認定こども園等を「定期的」に利用していない場合の理由として、「幼稚園、保育園、認定こども園などに空きがない」との回答が約2割（22.3%）で、0歳児に限定すると同回答は約3割（27.9%）となっています。
- 子どもが【0～2歳のとき】に最も利用したい事業は、「保育園」が約5割（51.0%）と最も高く、次いで「認定こども園」が約2割（17.9%）と続いており、現在未就園の家庭のうち、約3割（30.9%）が「利用する予定はない」と回答しています。
- 子どもが【0～2歳のとき】にいずれかの事業の利用を希望している家庭のうち、0歳からの利用希望を持つ家庭が約3割（29.7%）となっており、母親の就労状況や意向の変化に伴い、早期の職場復帰や就労の希望に対応する体制が求められています。

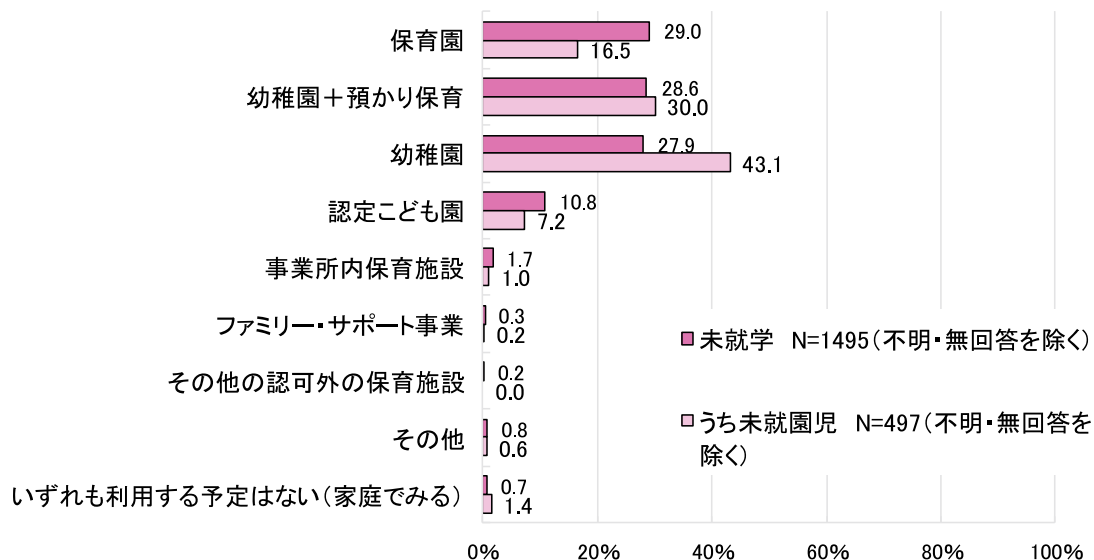
【幼稚園、保育園、認定こども園などを利用していない理由は何ですか。(未就学調査)】



3歳以上のときの利用希望は、「保育園」、「幼稚園+預かり保育」、「幼稚園」の3つに分かれる

- 子どもが【3歳以上のとき】に最も利用したい事業は、「保育園」が約3割（29.0%）、「幼稚園+預かり保育」が約3割（28.6%）、「幼稚園」が約3割（27.9%）と、利用希望がこれら3つの事業に概ね分かれる結果となっています。

【お子さんが3歳以上のとき、平日に定期的に利用したい（利用を続けたい）事業は何ですか。(未就学調査)】

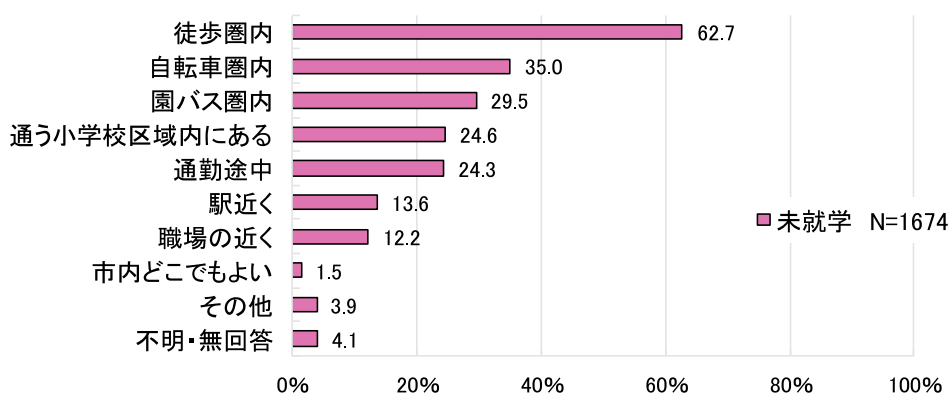


園を選ぶ際の重視する条件は、立地は「徒歩圏内」、方針や内容は「先生・保育士の質が高い」、「給食がある」等が上位

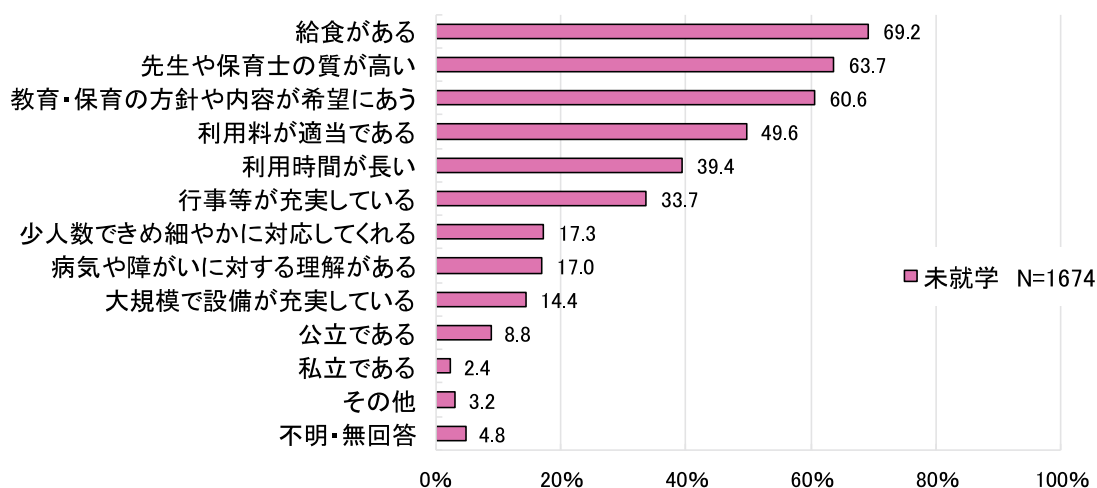
- 幼稚園、保育園、認定こども園などを市内で選ぶ際に、重視する条件は、立地は「徒歩圏内」が約6割（62.7%）と最も高くなっています。
- 園などの方針や内容について重視する条件は、幼稚園、幼稚園+預かり保育、認定こども園の利用を希望している場合は、いずれも「教育・保育の内容や方針が希望にあう」、「先生・保育士の質が高い」、「給食がある」が上位三つである一方、保育園の利用を希望している場合は「給食がある」、「先生・保育士の質が高い」に加え、「利用時間が長い」が上位三つに入っています。

【お子さんの平日の幼稚園、保育園、認定こども園などを市内で選ぶ際に、重視する条件や通園手段は何ですか。（未就学調査）】

①立地で重視する条件



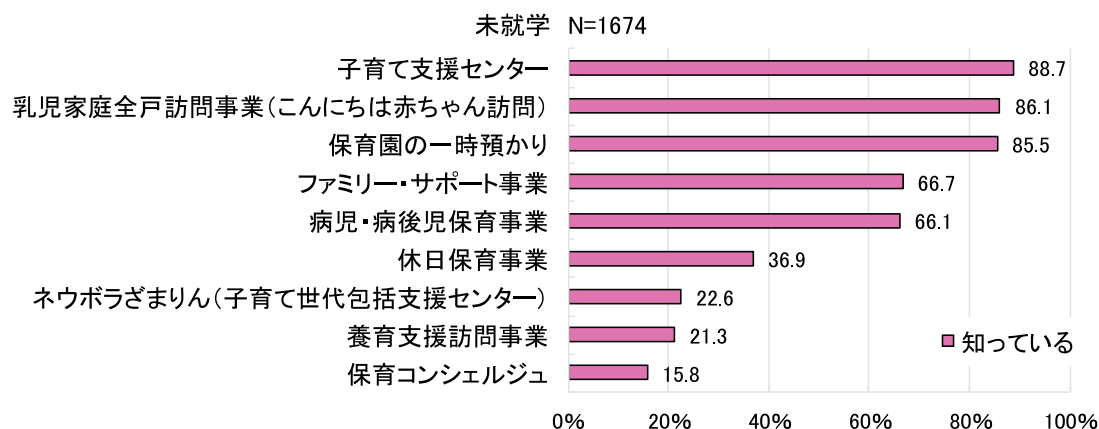
②園などの方針や内容で重視する条件



市の課題（包括的な支援、待機児童解消）に対応する新しい事業の認知度向上が今後の課題

- 市の事業の認知度は、平成30年8月に開設した「ネウボラざまりん（子育て世代包括支援センター）」が22.6%、平成28年4月に配置した「保育コンシェルジュ」が15.8%となっています。

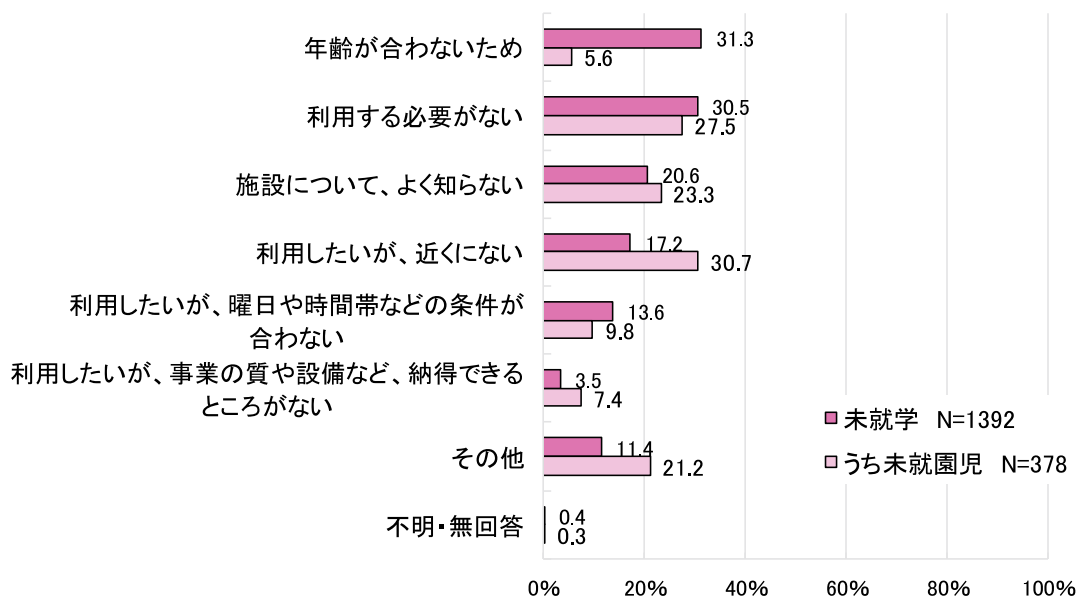
【次の事業で知っているものをお答えください。（未就学調査）】



子育て支援センターを利用していない理由は、「利用したいが、近くにない」が約3割

- 未就園児（現在、幼稚園、保育園、認定こども園などを「定期的」に利用していない方）で子育て支援センターを利用していない理由は、「利用したいが、近くにない」が約3割（30.7%）となっています。

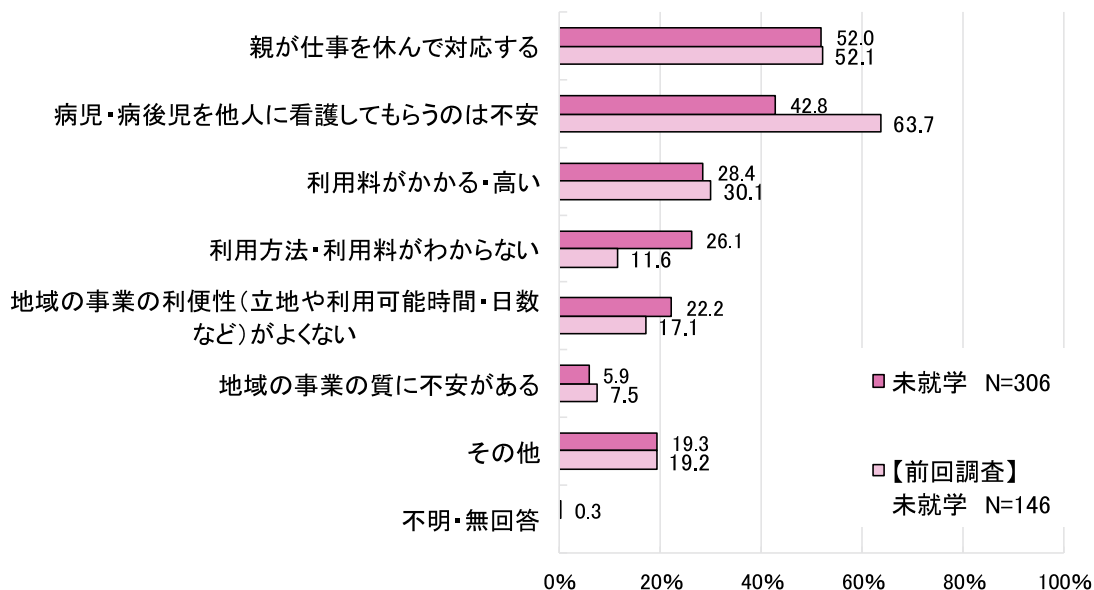
【子育て支援センターを利用していない理由は何ですか。（未就学調査）】



病児・病後児保育の「利用方法・利用料がわからない」との回答率が上昇

- 未就学のお子さんの病気の際、病児・病後児保育を「できれば利用したかった」という家庭が約4割（43.8%）で、前回調査と比べて希望率が低下しており、病児・病後児保育を利用したいと思わない理由について、前回調査と比べて「利用方法・利用料がわからない」との回答率が上昇しています。

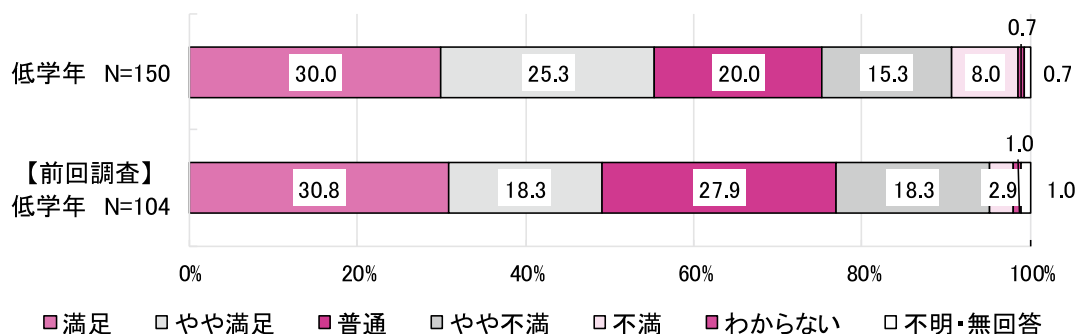
【病児・病後児保育を利用したいと思わない理由は何ですか。（未就学調査）】



児童ホームの利用希望率が上昇、需要拡大を表す結果

- 低学年における児童ホーム利用者の満足度は、満足（満足、やや満足）との評価が約6割（55.3%）で、前回調査から満足度が上昇しています。
- 未就学、低学年のいずれも、前回調査と比べて児童ホームの利用希望率が上昇しており、利用を希望している低学年の家庭のうち、約5割（46.2%）が「6年生まで」の利用を希望しており、児童ホームの需要拡大を表す結果となっています。

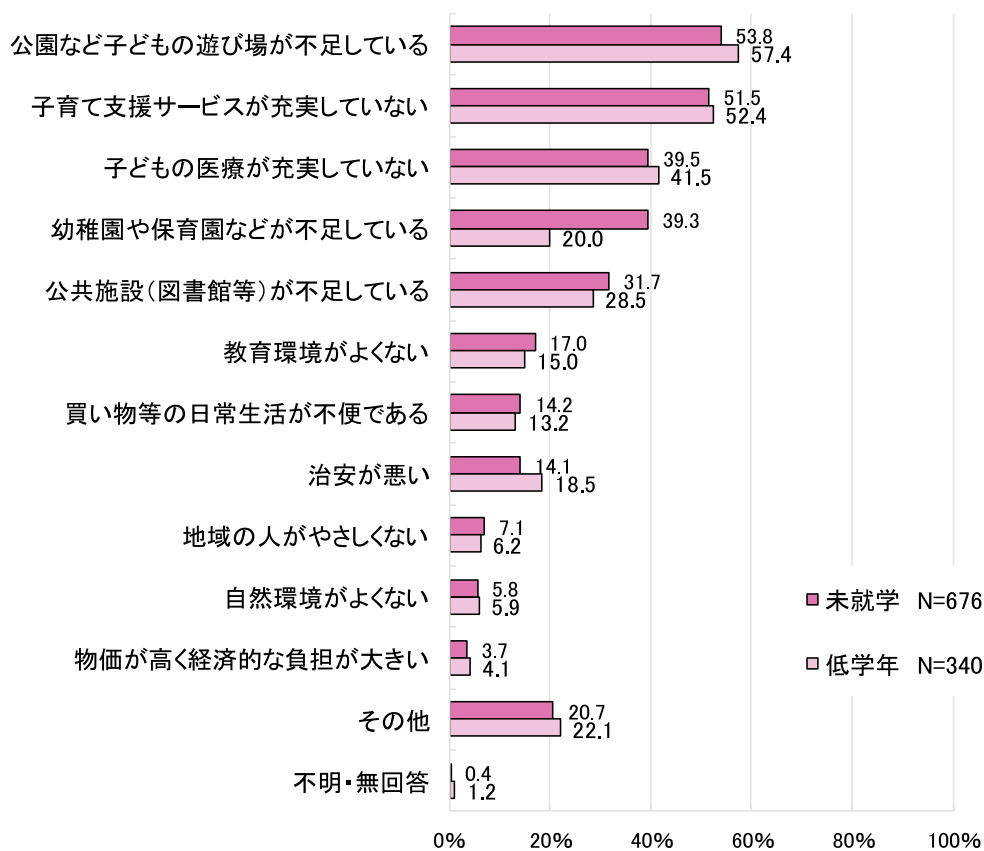
【児童ホームに対する満足度を教えてください。（低学年調査）】



市の子育て環境に対する満足度向上には、「遊び場の充実」と「子育て支援サービスの充実」がポイント

- 市の子育ての環境や支援への満足度は、満足（満足している、やや満足している）との評価は未就学で21.0%、低学年で17.1%と、不満（やや満足していない、満足していない）との回答率を大幅に下回っており、満足していない理由は、未就学、低学年のいずれも、「公園など子どもの遊び場が不足している」、「子育て支援サービスが充実していない」が上位二つです。

【座間市の子育ての環境や支援について、満足していない理由は何ですか。（未就学調査・低学年調査）】

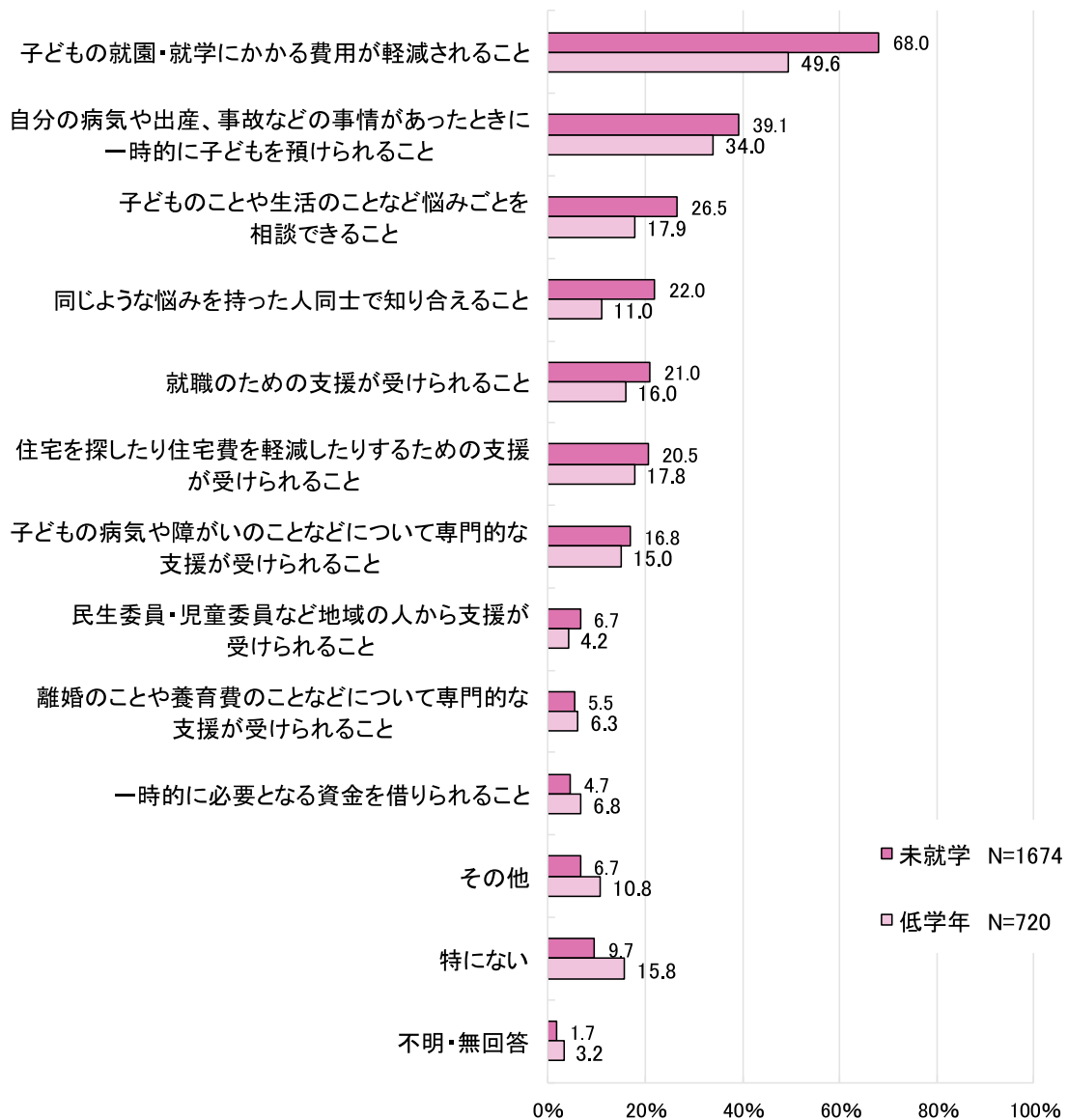


必要、重要な支援等は、未就学、低学年のいずれも「就園・就学費用の軽減」「緊急時の一時預かり」「子どもや生活に関する相談」が上位三つ

- 家庭の現在の暮らしの状況は、未就学、低学年ともに、ひとり親家庭の場合は「やや苦しい」、「大変苦しい」という回答が半数以上となっています。
- 家庭で経済的にできないことは、未就学、低学年のいずれも「学習塾に通わせる」が最上位となっています。

- 現在必要としていること、重要だと思う支援等は、未就学では「子どもの就園・就学にかかる費用が軽減されること」が約7割（68.0%）と最も高くなっており、ひとり親家庭に限定すると、「子どもの就園・就学にかかる費用が軽減されること」、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」、「自分の病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」が上位三つとなっています。

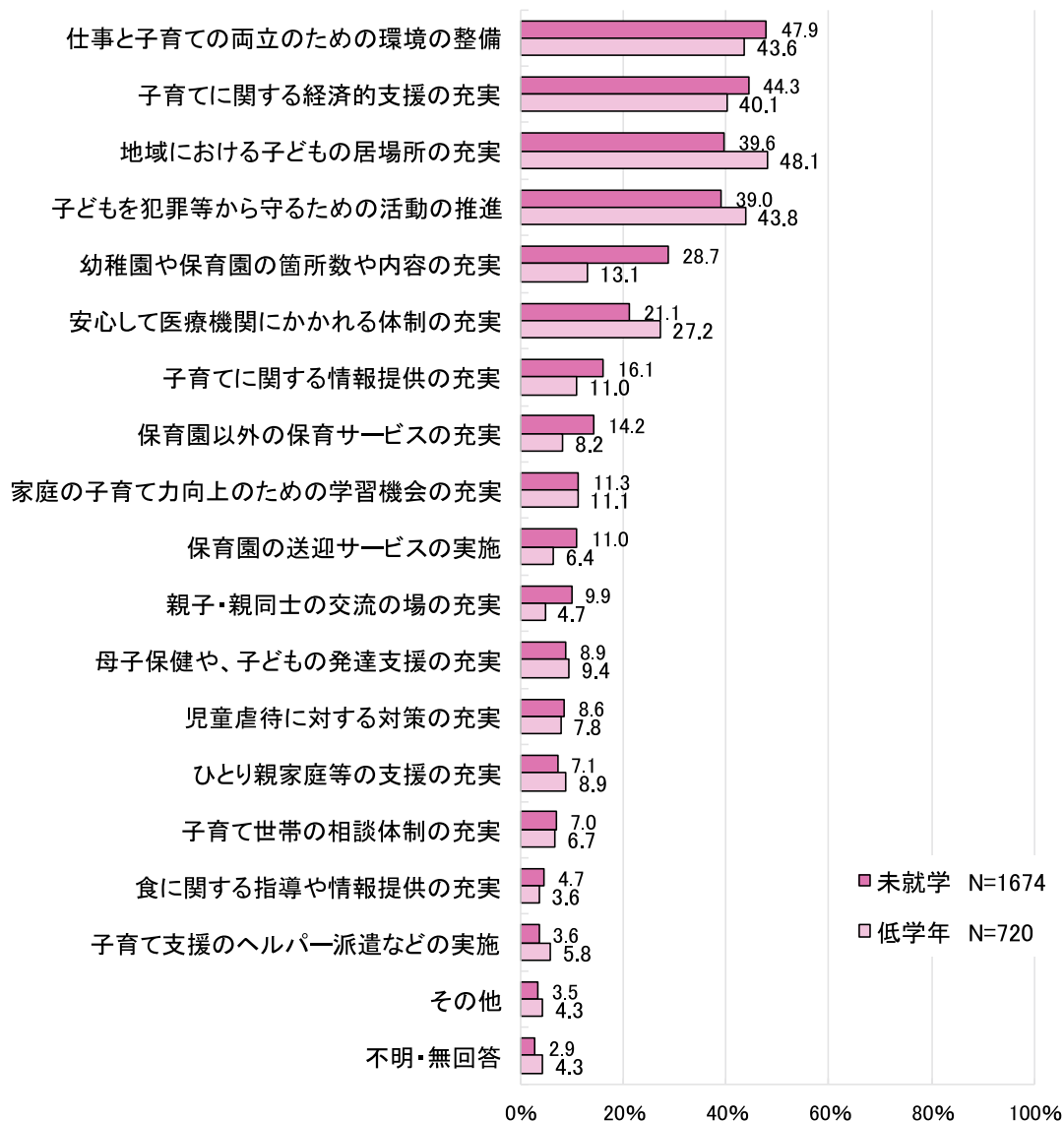
【あなたが現在必要としていること、あなたにとって重要だと思う支援等はどうのようなものですか。(未就学調査・低学年調査)】



未就学では「両立支援」、低学年では「居場所の充実」が今後力を入れてほしい支援策

- 今後力を入れていくべき市の子ども・子育て支援策は、未就学は「仕事と子育ての両立のための環境の整備」が約5割（47.9%）、低学年は「地域における子どもの居場所の充実」が約5割（48.1%）とそれぞれ最も高くなっています。

【市の子ども・子育て支援策として、今後何に力を入れていくべきだと思いますか。（未就学調査・低学年調査）】



子育て全般について、未就学、低学年の両方に、「公園について」の意見が多数

- 子育てについて何か思うこと感じることにについて、自由記述の要旨を集計すると、未就学では、「保育園について」、「公園について」、「医療について」の意見の件数が比較的多くなっています。低学年では、「小学校について」、「公園について」、「児童ホーム、学童保育について」の意見が比較的多く寄せられています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

これまで本市では、座間市次世代育成支援行動計画の基本理念を継承するとともに、子ども・子育て支援法に基づき、『すべての子どもと親が安心して子育て・子育てできる市民協働のまち 座間』を基本理念として子育て支援に関する施策に総合的に取り組んできました。

また、本市の第四次座間市総合計画（2011-2020）では、保育対策や子育て支援に関わる政策として『支え合い 思いやりで満ちた やすらぎのまち』を掲げており、座間市地域福祉計画（第三期）では、基本理念を『誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して』とし、ともに助け合い、支え合いながら地域福祉を推進していくこととしています。

第2期となる本計画においては、国の定めた子ども・子育て支援法の基本理念※や市の上位・関連計画の理念等との調和を図りながら、今後も本市に暮らす子どもたちの健やかな成長と、笑顔で安心して子育てできる環境を目指し、社会全体で子ども・子育てに関する包括的な支援を図るため、基本理念を次のように設定します。

基本理念

すべての人で支え合い、笑顔で子育て・子育てできるまちを目指して

※子ども・子育て支援法の基本理念（抜粋）

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

2 基本目標

目標1 安心して子育てするための支援の充実

本市は、保育所等利用の待機児童の解消に向けて、保育需要の拡大に対応したサービス提供基盤の確保とともに、就労形態の多様化やニーズの多様化等に対応する保育サービスの充実を図るほか、幼児教育・保育の質の確保及び向上のための取組に努めます。

また、子育て等に関する市民の様々な悩みや不安を解消したり、子育ての孤立化を防ぐため、情報提供や相談支援、親同士の交流や仲間づくりの支援等、安心して子育てするための支援の充実を図ります。

さらに、子育てと仕事の両立を支援するため、多様な働き方の実現や働き方の見直しを促すような取組に努めます。

目標2 安心して子どもを産み、親子が健やかに育つための支援の充実

本市は、市民が安心して子どもを産み、育てるため、かつ、親子の健やかな育ちを支援するため、各種健診や教室等、母子保健事業の充実とともに、子どもや母親の健康の確保を図るための食育の推進をはじめ、妊娠から出産、子育てまでの包括的な支援体制の強化を図ります。

目標3 子どもが心豊かに学び育つ教育環境づくりの推進

本市は、子どもが心豊かに学び育つ教育環境づくりに向けて、地域や関係者と一体となって、家庭や地域の教育力の向上のための取組に努めるとともに、子どもの生きる力の育成に向けた環境整備を図るほか、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりや体験活動の提供を図ります。

目標4 子ども・子育てに安全で安心な地域づくりの推進

本市は、親子が安心して外出できる環境の整備に努めるほか、子どもの交通安全を確保するための活動の推進とともに、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進を図ります。

目標5 要配慮・要保護の児童や家庭への支援の充実

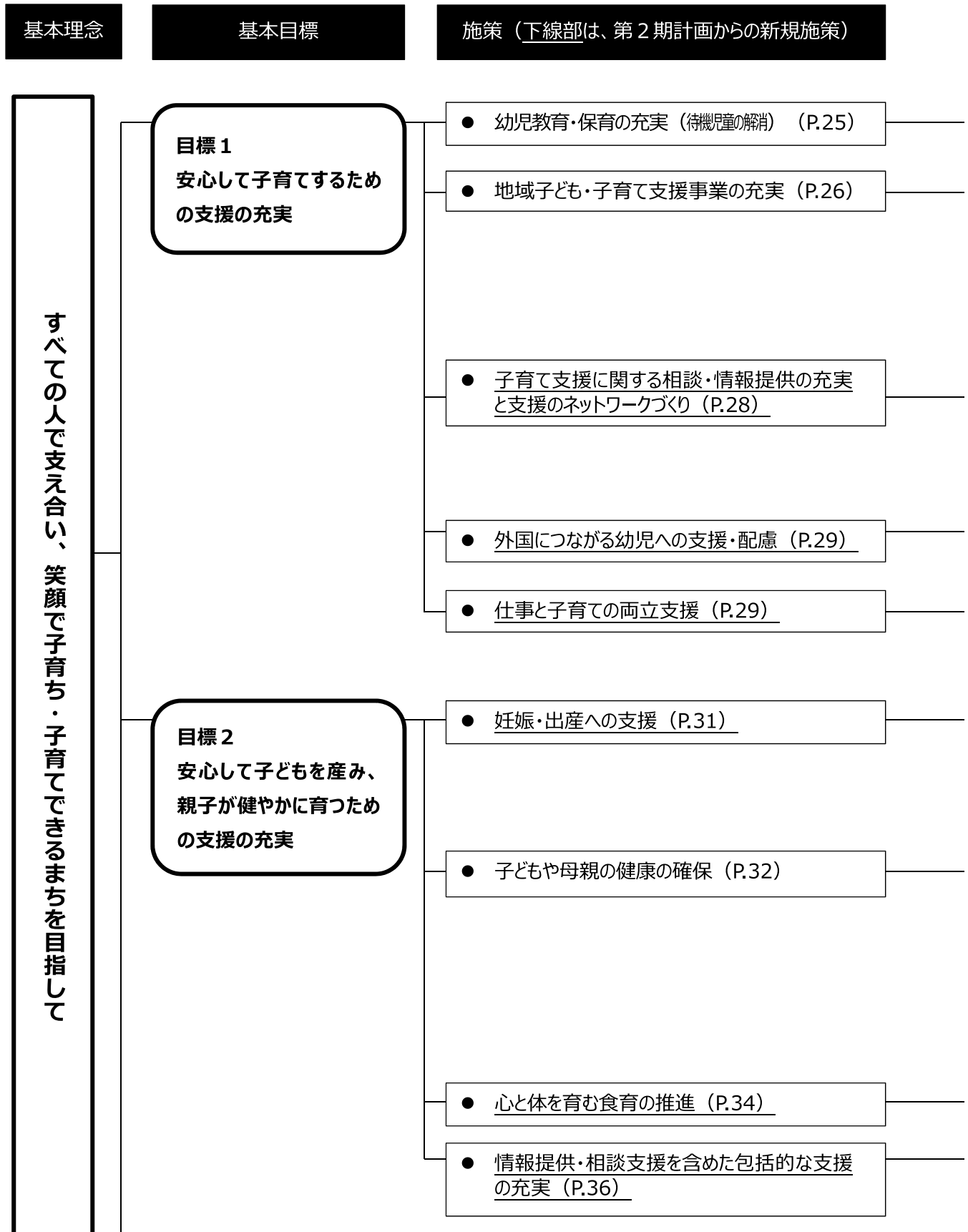
本市は、全ての子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生き生きと成長できるよう、児童虐待への対策とともに、障がい児への子ども・子育て支援やひとり親家庭への支援等、配慮や保護が必要な子どもや家庭への総合的な支援体制の整備に努めます。

なお、これらの対策の推進に当たっては、地域福祉計画や障害児福祉計画をはじめ、市の関連する計画と連携・調和した取組に努めるほか、保健、医療、福祉、教育等の関係機関のネットワークのもとで、対策を進めます。

目標6 子どもの未来を応援する支援の充実

本市は、家庭環境が子どもの将来の可能性を制限することがないように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、引き続き、相談窓口等を通じた、支援が必要な家庭の把握とともに、子どもの未来を応援する支援の充実に努めます。

3 施策の体系



事業等

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育・保育事業（施設型給付及び地域型保育給付） ● 休日保育事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保育人材の確保 ● 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 |
|---|---|

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 利用者支援事業 ● 地域子育て支援拠点事業 ● 妊婦健康診査 ● 乳児家庭全戸訪問事業 ● 養育支援訪問事業 ● 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業） | <ul style="list-style-type: none"> ● 一時預かり事業 ● 延長保育事業 ● 病児・病後児保育事業 ● 放課後児童健全育成事業（児童ホーム） ● 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
|---|---|

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 育児相談 ● 民生委員児童委員による相談・支援 ● 児童相談 ● 地域育児支援センター事業 ● ざまっぷ（子育て情報誌）の発行 | <ul style="list-style-type: none"> ● こそだてカレンダーの発行 ● 子育て支援ネットワークの支援 ● アクティヴツインズ支援 ● おはなし会 ● 保育ボランティア養成講座 |
|---|--|

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 外国籍母子支援 |
|---|

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画講座 ● 女性のチャレンジ支援事業 ● あくしゅフォーラム | <ul style="list-style-type: none"> ● 職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発事業 ● お父さんと遊ぼう |
|---|---|

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠届の受理 ● 母子健康手帳の交付 ● 父子健康手帳の交付 ● 出生連絡票の受理 ● 母親父親教室「ハローベビークラス」 | <ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦健康診査 ● 妊婦歯科健康診査 ● 産婦健康診査 ● 産後ケア事業 |
|---|--|

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 親子相談 ● 乳幼児フォロー教室「わくわく教室」「すくすく教室」 ● 離乳食教室「赤ちゃん教室」生後5～6か月児 ● 離乳食教室「もぐもぐ教室」生後7～8か月児 ● 乳幼児健康診査 ● 未熟児訪問指導 ● 未熟児・多胎児支援教室 ● ぱくぱく幼児食教室 | <ul style="list-style-type: none"> ● 赤ちゃん訪問指導 ● 乳幼児訪問指導 ● 電話相談 ● 予防接種 ● ざまりんのほけんだより ● 小児医療費助成 ● 未熟児養育医療費助成 ● 定期健康診断 |
|---|---|

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 食生活改善推進事業 ● 保育園（食育） | <ul style="list-style-type: none"> ● 小学校（食育） ● 中学校（食育） |
|--|--|

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● ネウボラざまりん（子育て世代包括支援センター） | <ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児発達支援事業 |
|---|---|

基本理念

基本目標

施策（下線部は、第2期計画からの新規施策）

すべての人で支え合い、笑顔で子育て・子育てができるまちを目指して

目標3
子どもが心豊かに学び
育つ教育環境づくりの推
進

● 家庭や地域の教育力の向上 (P.37)

● 子どもの生きる力の育成に向けた学校の
教育環境等の整備 (P.40)

● 新・放課後子ども総合プラン等に基づく取
組の推進 (P.42)

目標4
子ども・子育てに安全で
安心な地域づくりの推進

● 安心して外出できる環境、安全・安心な
生活環境の整備 (P.44)

● 子どもの交通安全を確保するための活動
の推進 (P.44)

● 子どもを犯罪等の被害から守るための活動
の推進 (P.45)

目標5
要配慮・要保護の児童
や家庭への支援の充実

● 児童虐待防止対策の充実 (P.46)

● ひとり親家庭の自立支援の推進 (P.46)

● 障がい児施策の充実 (P.48)

事業等

<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティセンター管理運営事業 ● 親子スポーツ対策事業 ● 座間市スポーツ少年団本部 ● 市民プール開放事業 ● 座間市"社会を明るくする運動" ● 青少年センター活動事業 ● 青少年健全育成協力団体の支援 ● ジュニア・リーダーの発掘・養成 ● 青少年相談 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てサロン ● ふれあい自然科学クラブ ● 子育てフェスティバル ● こころの育児講座 ● 親と子が共に育つ教室 ● 幼児を持つファミリー学級 ● 子育てわくわく学級 ● 地域学校との交流 ● おもちゃ病院 	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭教育推進講座 ● 子育て家庭教育講座 ● P T A 指導者研修会 ● 家庭教育研究集会 ● パパと遊ぼう ● 読書普及活動 ● ブックスタート
<ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな心育成推進事業 ● こころ・ときめきスクール推進事業 ● 教育支援教室事業 ● 外国語指導助手派遣事業 ● 特別支援教育事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人子女日本語指導協力者派遣事業 ● 中学校部活動指導者派遣事業 ● 教育相談事業 ● 学校支援及び学校司書支援 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童健全育成事業（児童ホーム） ● 児童館の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後子ども教室 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 公園等整備事業 ● 公園等維持管理事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園等施設点検事業 ● 総合交通対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全施設整備事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの交通安全教育 ● 学童交通安全指導員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 啓発物の配布 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯啓発活動 ● 防犯灯の設置・管理 ● 防犯カメラの設置 ● 街頭補導活動 	<ul style="list-style-type: none"> ● こども 110 番の家 ● 学校安全対策指導員の配置 ● 市内小学生（新入学児童）に防犯ブザーを支給 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 座間市要保護児童対策地域協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待防止に向けた市民への普及啓発 	
<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭の粗大ごみ減免 ● 母子家庭等自立支援給付金事業の推進 ● ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進 ● 母子父子自立支援員による相談 ● ひとり親家庭等医療費助成事業 ● 児童扶養手当 	<ul style="list-style-type: none"> ● 神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付 ● ひとり親家庭等支援施策・制度の情報提供の充実 ● 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業） ● JR 定期乗車券の割引制度 ● 水道料金・下水道使用料の減免 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援事業 ● 日中一時支援 ● 医療的ケア児の支援のための総合的な支援体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児相談支援 ● 教育相談事業 	

基本理念

基本目標

施策（下線部は、第2期計画からの新規施策）

すべての人で支え合い、笑顔で子育て・子育てできるまちを目指して

目標6
子どもの未来を応援する
支援の充実

● 教育の支援 (P.49)

● 生活の支援 (P.51)

● 保護者に対する就労の支援 (P.52)

● 経済的支援 (P.52)

事業等

- 生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給
- 生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外
- 子どもの学習・生活支援事業
- 神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 座間市奨学金
- 就学援助
- 特別支援教育就学奨励費
- 教育相談事業
- スクールソーシャルワーカーの配置

- ネウボろざまりん（子育て世代包括支援センター）
- 住居確保給付金
- 生活困窮者自立支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進
- 母子父子自立支援員による相談
- ひとり親家庭等支援施策・制度の情報提供の充実

- 生活保護制度に係る就労自立給付金
- 生活保護制度に係る被保護者就労支援事業
- 就労支援（ハローワーク出張相談）
- 母子家庭等自立支援給付金事業の推進

- ひとり親家庭の粗大ごみ減免
- 小児医療費助成
- 生活保護制度
- 紙おむつ等育児用品支給事業（ざまりんすくすくギフト）
- ひとり親家庭等医療費助成事業
- 児童手当
- 児童扶養手当
- 神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業）
- JR 定期乗車券の割引制度
- 水道料金・下水道使用料の減免

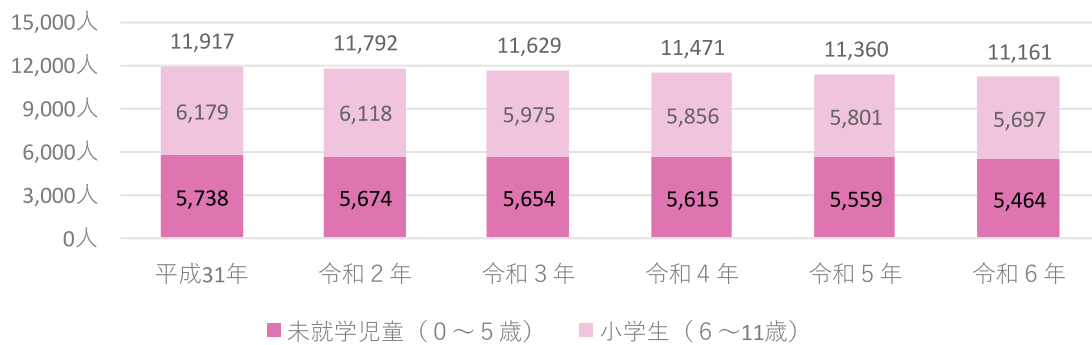
4 計画期間の推計児童人口

計画期間における0～11歳の子どもの人口は、過去5年の住民基本台帳人口に基づき、コーホート要因法※により推計を行いました。

※コーホート要因法

各コーホートの「自然増減（出生及び死亡）」及び「純移動転出入」という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。なお、0歳人口は、過去5年の15～49歳女性の出生率に基づき推計します。

◆推計児童人口



区分	実績	推計				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	954	948	931	911	897	878
1歳	972	951	945	928	909	895
2歳	951	972	951	945	928	909
3歳	938	943	964	943	937	920
4歳	934	932	937	958	937	931
5歳	989	928	926	930	951	931
未就学 小計	5,738	5,674	5,654	5,615	5,559	5,464
6歳	1,001	984	923	921	925	946
7歳	1,049	999	982	921	919	923
8歳	978	1,048	998	981	921	919
9歳	1,039	980	1,050	1,000	983	923
10歳	1,065	1,039	980	1,050	1,000	983
11歳	1,047	1,068	1,042	983	1,053	1,003
小学生 小計	6,179	6,118	5,975	5,856	5,801	5,697
合計	11,917	11,792	11,629	11,471	11,360	11,161

出典：座間市の人口及び世帯数の将来推計（令和元年8月）

各年1月1日